

1-(9)-③.保健室で行う心と体の支援について

保健室は、学校保健安全法に基づき、学生の皆さんが自分の健康に関心を持ち、心身ともに健康で、充実した学生生活が送れるようサポートしています。

保健室を大いに活用してください。

場 所	教室棟 1 階
保健室開室時間	9 : 00～17 : 45 不在時は、事務部学生・教務課へ利用を申し出てください。
担 当 者	看護師・社会福祉士（公認心理士）
保健室電話番号	054-623-8478（直通）

a. 定期健康診断・保健調査

毎年 4 月に全学生対象に健康診断を実施しています。身体測定・血圧測定・視力検査・尿検査（糖及び蛋白）・結核検診（胸部 X 線間接撮影）・内科検診を行います。病気の早期発見だけでなく、自分の健康状態に関心を持ち日常生活の振り返りの機会にしましょう。全員必ず受診してください。

健康診断の結果で再検査や精密検査が必要な場合はお知らせをします。

健康診断の際に保健調査を行います。緊急時の連絡先や心身の健康状態、生活状況等の健康状態の把握の為、問診票の記入及び保健調査票に記入をしてください。記載内容に変更がある場合は訂正してください。個人情報厳重に管理いたします。

健康診断に関して不明な点、質問がある学生は、保健室まで問い合わせてください。

【健診日に受診できなかった場合の対応】

- ・保健室に必ず連絡してください
- ・委託医療機関に電話予約し、直接健診を受ける。
この場合は、4 月から 9 月末日までに必ず実施してください。（無料）
- ・医療機関（かかりつけ医等）で健診を受ける。（有料）
結果を保健室へ提出すれば、本学の健康診断に代えることができます。

【その他の注意事項】

- ◇実習施設や企業によっては、本学で行う健康診断の項目以外の検査等が必要な場合があります。その際は、各自医療機関で健康診断を受けてください。
- ◇実習施設によっては、結核健診は 3 カ月以内のものを要求されることがありますので、実習指導センターにお問い合わせください。
- ◇放射線の被爆問題もありますので、年に 2 回以上のレントゲン撮影を行うことがないよう留意してください。

b. 「健康診断証明書」の発行

健康診断証明書は、奨学金申請、就職活動、実習、留学、受験、アルバイト等様々な面で必要となります。健康診断証明書の発行は定期健康診断に基づき行います。証明書は証明書自動発行機から「健康診断証明書」で発行できます。（有料 200 円）

発行開始時期は学生一斉メールにて通知します。

【証明及び発行ができない方】

- ・ 定期健康診断が未受診、または未受診の検査項目のある方
- ・ 定期健康診断の結果で再検査等が未受診の方
- ・ 現在、治療中または経過観察中の疾患があり、主治医の意見書が必要な方

c. 応急手当

学校において急な傷病者について応急処置をします。体調が悪い時は、休養することができます。「薬事法」の規定により、内服薬は一切準備していません。普段飲んでいる薬がある場合は、常備してください。保健室で対応できない場合は、医療機関への紹介・連絡を行います。

d. 学生相談・健康相談・保健指導

I 学生相談

相談内容は何でもよいです。健康のことや日々の生活（食生活・禁煙・性の悩み・生理痛など）、人間関係（家族・友人・恋愛・結婚など）、学業や将来のことなど話してください。学生支援総合センターの専門職者（公認心理士及び学外の臨床心理士、精神保健福祉士）と連携しサポートします。必要に応じて医療機関を紹介することもできます。

保健室の開室時間であればいつでも受付します。お気軽に相談にいらしてください。プライバシーは厳守します。

II 校医による健康相談

学校医による健康相談を年2回（前期と後期）行います。心身の不調不安等、健康に関する相談が何でもできます。日程は掲示しますので保健室で予約をしてください。

III 保健指導

健康に関する情報提供や諸測定（身長・体重・体温・血圧・検尿）ができます。

近隣の医療機関、各種パンフレット、応急処置の方法などの情報提供をしています。

自分の健康状態の把握や管理に役立ててください。

e. 学生相談の予約の受付、障害学生支援の相談窓口としてご利用ください。

f. 感染症対策

- ・ 結核予防として結核健診（胸部 X 線撮影）を実施しています。
- ・ 季節性インフルエンザの予防としてインフルエンザ予防接種を推奨します。
- ・ 4 種ウイルス疾患感染症（麻疹、風疹、水痘、流行耳下腺炎、B 型肝炎）の抗体価検査を推奨します。
- ・ 感染症拡大予防として出席停止について
学校保健安全法に定められた感染症（表 - 1）に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条により出席停止となります。感染症に罹患した場合、十分療養してください。学校保健安全法に定められた感染症以外の病気は、通常の欠席扱いです。

表 - 1 大学において予防すべき感染症の種類（病名）と出席停止期間

分類	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要病状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 他）、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症（注）</u>	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

(注) : その他の感染症とは、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、溶連菌感染症、A 型肝炎・B 型肝炎、マイコプラズマ肺炎、手足口病、EB ウイルス感染症などです。

【出席停止となった場合の対応】

- ア. 発症した場合は、必ず保健室へ電話連絡してください。054-623-8478
- イ. 出席停止期間中の健康状態を「通学・出席許可証明書」の用紙の健康観察表に記入してください。記入していない場合、証明できないことがあります。
- ※健康観察表は「通学・出席許可証明書」の用紙に記載されています。様式は学生便覧の巻末の様式集からコピーまたは、本学ホームページの『在学生の方へ』から Active Academy にログインし web フォルダからダウンロードしてください。
- ウ. 回復後は、健康観察表に健康状態を記入した「通学・出席許可証明書」を医療機関に持参し、医師の診察後に「通学・出席許可証明書」を書いてもらってください。
- エ. 登校可能日になり、体調が良ければ「通学・出席許可証明書」と「感染症罹患届」を保健室に提出し、健康チェックを受けた後に講義に出席してください。
- 感染拡大予防のため、いきなり授業や大学の活動に参加しないようご協力をお願いします。
- オ. 登校可能日になっても体調が優れない場合は、再受診して主治医に相談しましょう。